

高教組 HP にも UP しています。「兵庫高教組」で検索

兵高教組

2024年12月6日

調査情報25号

12月10日はボーナス(特別給)「賃上げ前の基準です」

2.25月分支給 再任用 1.155月
介助員 + 生活学習支援員2.50月

今年度新採用のみなさんにお知らせです(昨年度以前の方は知っていること)。

兵庫県は「特別給」(ボーナス)を12月10日支給します。先週まで賃金アップを含めた署名を集め、2日に高教組は妥結しましたが、そのアップした額ではありません。アップ分は4月からの差額として23日頃に支給予定です。

◎特別給は「期末手当」と「勤勉手当」との2つからなります。

「期末手当」は、特別給支給日の基準日(12月1日)までの在職期間で算定されます。4月に新採用の方も今回は6ヶ月勤務をした人として満額で支給されます。

	期末手当	勤勉手当		
		良好	優秀	特に優秀
再任用以外	1.225月	0.985月	1.13月	1.275月
会計年度任用職員		1.025月		
再任用	0.6875月	0.4675月	0.505月	

「勤勉手当」は、「その者の勤務成績に応じて支給」と条例にあります。高教組はこの考え方に対する反対し続けています。

理由はいくつかありますが、たとえば、長時間勤務が「優秀」なのか、生徒の進学・就職実績を優秀と評価するのか、生徒指導で悩んで困っていることを他の教員と相談すると「力不足」なのか等々、教職員の働き方や職員室での共同が失われるということを懸念しています。高教組は全て「期末手当」での支給を要求しています。

※賃金改定分はいつから支給されるのか

12月2日に、高教組が県教委の成案を受け入れることで交渉は終わりました。県教委は、県議会に賃金改定のための条例案をあげて、議会審議で正式決定となります。

賃金は今年4月まで遡って改定されますので、4月から12月の賃金と6月と12月のボーナスのアップ分の差額を併せて、23日頃に支給されます(詳細は次号「調査情報にて」)。すべて組合(=高教組)が交渉で勝ち取ったものです。

要求(賃上げ、休暇制度の改善など)実現のためには「組合」加入で声をあげるしかない!

高教組は、組合員の要求のためにたたかう労働組合です!

◎「期末手当」を計算してみよう!

<計算式> 各人の給料明細から数字を挿入し計算。

$$\left[\begin{array}{l} \text{給与} \\ \text{(調整額)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{扶養} \\ \text{手当} \end{array} + \left(\begin{array}{l} \text{給与} \\ \text{(調整額)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{扶養} \\ \text{手当} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{地域手当} \\ \text{支給率} \end{array} \end{array} \right] \times 1.225$$

再任用0.6875

円 円 円 円

自分の給与
表から挿入

$$+ \left(\begin{array}{l} \text{給与} \\ \text{(調整額なし)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{地域} \\ \text{手当} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{職域域} \\ \text{加算率} \end{array} =$$

円 円

期末手当

※参考に

地域手当は「県行革」で削減されたまま。本来は下記より1.5%高い

9.4% 神戸・尼崎・西宮・芦屋 6.4% 姫路
伊丹・宝塚・川西・明石 4.4% その他の地域



職域加算率

5% 教育職1級63号給以上・2級55号給以上
技能労務職87号給以上・行政職4~6給
10% 教育職2級141号給以上・教育職3級・行政職7級以上

◎「勤勉手当」を計算してみよう!

$$\left[\begin{array}{l} \text{給与} \\ \text{(調整額)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{地域} \\ \text{手当} \end{array} + \left(\begin{array}{l} \text{給与} \\ \text{(調整額)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{地域} \\ \text{手当} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{職域域} \\ \text{加算率} \end{array} \end{array} \right] \times 0.985$$

('良好'の場合)

円 円 円 円

勤勉手当

※23年度の高教組と県教委との交渉で会計年度任用職員

にも「期末手当」に加え「勤勉手当」も支給されるようになりました。

ただし、非常勤講師は1週15時間30分(50分授業で週18.6コマ)未満の方には支給されません。今期の交渉で1コマ=80分となったので、週18コマ担当者が該当しますが、課題の一つです。

